

○大里広域市町村圏組合契約規則

平成20年12月18日

規則第2号

改正 平成27年 4月27日規則第1号

改正 令和 2年 7月21日規則第5号

改正 令和 4年 2月 2日規則第1号

改正 令和 7年 4月 1日規則第4号

目次

- 第1章 総則（第1条—第17条）
- 第2章 一般競争入札（第18条—第31条）
- 第3章 指名競争入札（第32条—第34条）
- 第4章 隨意契約（第35条—第35条の3）
- 第5章 せり売り（第36条・第37条）
- 第6章 部分払及び前金払（第38条・第39条）
- 第7章 監督及び検査（第40条—第44条）
- 第8章 補則（第45条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、組合の契約に関する事務に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(決裁書類)

第2条 契約をしようとするときは、次に掲げる書類を添え決裁を経てこれを施行しなければならない。

- (1) 工事にあっては設計書、図面及び仕様書
- (2) 物件その他にあっては品質及び数量並びに必要と認めるときは仕様書
- (3) 入札保証金、契約保証金及び保険料等を要するものにあってはその調書
- (4) 指名競争入札にあっては、その指名競争入札をさせる者の住所、氏名
- (5) 隨意契約にあっては見積書
- (6) 指名競争入札又は随意契約による場合はその理由
- (7) 公告案、入札人心得書案、契約書案又は請書案
- (8) 前各号のほか必要と認める書類
(入札保証金等)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の7第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に参加しようとする者の見積金額の100分の5以上とする。

2 令第167条の7第2項の規定により入札保証金に代える担保は、次のとおりとする。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手
- (3) 金融機関が引受け、保証又は裏書をした手形
- (4) 金融機関に対する定期預金債権

3 入札保証金に代える担保の価値は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 債権金額
- (2) 金融機関が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 金融機関が引受け、保証又は裏書をした手形 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
- (4) 金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
(小切手の現金化)

第3条の2 前条第2項第2号に定める小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、管理者は、会計管理者をしてその取立て及びその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合に、これを準用する。

(入札保証金の免除)

第3条の3 一般競争入札に付する場合において次の各号のいずれかに該当するとき、又は指名競争入札に付するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 予定価格が50万円未満のとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が特別の実績を有する場合で、かつ、管理者が納付の必要がないと認めたとき。

(入札保証金の還付等)

第4条 落札者となった者の入札保証金は、契約保証金を納入した後でなければ還付することができない。

ただし、契約保証金を要しないと認める場合にあっては、契約を締結したときこれを還付する。

2 入札保証金は、落札者の請求により契約保証金に転換することができる。

(契約保証金)

第5条 令第167条の16に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

(入札保証金に関する規定の準用等)

第5条の2 第3条第2項の規定は契約保証金に代える担保について、第3条第3項の規定は契約保証金に代える担保の価値について準用する。この場合において、第3条第2項中「令第167条の7第2項」とあるのは、「令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、契約保証金に代える担保及び契約保証金に代える担保の価値は、次に定めるところによる。

- (1) 金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 その保証する金額

(契約保証金の免除)

第6条 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約による契約の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。第9条第2項各号のいずれかに該当する一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法による契約の場合においても、また同様とする。

- (1) 契約の相手方（以下「契約者」という。）が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (4) 随意契約を締結する場合において、その契約金額が第35条各号に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ当該各号に定める金額を超えないとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、内容が簡易であり、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。

2 前項の場合においては、その都度理由を付し、管理者の決裁を受けなければならない。ただし、同項後段の場合は、この限りでない。

(代理人)

第7条 代理人をして入札又は契約をさせようとする者は、委任状をもってこれを証明しなければならない。（通知義務）

第8条 契約をなすべき者又は契約をした者が死亡したときは、遺族又は利害関係人から死亡後7日以内にその旨を届け出なければならない。

2 前項の期間は、正当な理由があると認めるときは特に延長することができる。

(契約書)

第9条 契約書は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金等に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限

りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の賠償金
- (5) 契約不適合責任（種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことをいう。）
- (6) 危険負担
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の内容が轻易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が第35条各号に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ当該各号に定める金額を超えないとき。
- (2) 物件売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
- (3) 物件の購入の場合において、物件を取り即時代金を支払うとき。
- (4) 国又は地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。
- (5) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これらに類する物品の購入をするとき。
- (6) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- (7) 電気又は都市ガスの供給を受けるとき。
- (8) 電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。）の提供を受ける契約をするとき。

3 前項の規定により契約書の作成を省略する場合において、契約の適正な履行を確保するために必要と認めるときは、請書その他これに準ずる書面を徵するものとする。

（契約の解除）

第10条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当の理由がなくて契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産の宣告を受け、若しくは制限能力者となり、又は居所不明になったとき。
- (3) 前2号のほかこの規則及び契約事項に違反したとき。

2 前項に定めるもののほか契約者からやむを得ない理由により契約解除の申出があったとき、又は組合の都合により必要があると認めるとときは契約を解除することができる。

（違約金）

第11条 前条第1項各号のいずれかに該当し、契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

2 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金を同項の違約金に充当することができる。

（相殺）

第12条 組合が負う債務は、契約で定めるところにより、契約者が負う債務と相殺することができる。

（物件の引取り等）

第13条 第10条第1項の規定により契約を解除したときは、管理者の選択に従って、契約者の費用をもって既納物件の引取りをさせ、又は管理者において相当と認める金額を交付してこれを組合に帰属させることができる。

2 前項の規定は、契約の無効又は履行不能となった場合にその履行部分についてこれを準用する。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第14条 管理者は、契約者が正当の理由なく債務の履行を遅延したときは、損害賠償額として政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣の定める率を遅滞日数1日につき、契約価格から既納部分に対する契約金相当額を控除した額に乗じて得た額を徴収する。ただし、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

第15条 天災その他特別の理由により契約者からこれを証明する証拠書類を添え、延期又は期限内において一時事業の休止を申し出たときは、事実を審査し決裁を受けて承認の手続をしなければならない。この場合においては、延滞金は徴収しないものとする。

（通知）

第16条 入札保証金を組合に帰属させるとき、又は延滞金及び違約金を徴収し、若しくは契約解除をしようとするときは、契約者にこれを通知しなければならない。

第17条 削除

第2章 一般競争入札

(公告)

第18条 令第167条の6第1項に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第19条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 開札の場所及び日時
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) その他入札に関し必要な事項

(入札参加資格)

第20条 管理者は、必要があると認めるときは、令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

(入札の参加排除)

第20条の2 令第167条の4第1項に定めるもののほか、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その者をその事実があった後3年以内において管理者が定める期間、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

(入札方法)

第21条 入札に参加しようとする者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、指定の場所及び指定の日時までに管理者に提出しなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、その領収書又は預り証を入札書に添付しなければならない。

- 2 郵便をもって入札に参加できる旨を特に指定したものにあっては、書留郵便により入札書を提出することができる。この場合において、入札書であることを確認できるよう郵便封筒に表示しなければならない。
- 3 前2項の規定により提出した入札書は、これを訂正し、引き換え、又は取り消すことができない。

(予定価格等の作成)

第22条 一般競争入札に付する場合においては、予定価格調書により予定価格を定め、これを封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格調書のほか必要があると認めたときは、低入札価格調査制度に係る調査基準価格調書又は最低制限価格調書を封書にし、開札場所に置かなければならない。ただし、予定価格調書に併記した場合は、この限りでない。

(予定価格の決定方法)

第23条 予定価格は、一般競争入札に付す事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(開札)

第24条 開札は、公告に示した場所及び日時に入札者の面前においてこれを行わなければならない。この場合において、入札者で出席しない者があるときは、入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせなければならない。

(入札の無効)

第25条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を具備しないもの
- (2) 入札保証金の必要な場合当該保証金を納付しないもの
- (3) 金額を訂正した入札書によるもの
- (4) 入札者の記名押印のないもの
- (5) 委任状を有しない代理人のしたもの
- (6) 入札事項又は価格を表示しないか若しくは不明確なもの
- (7) 2人以上の共同をもって入札したもの（組合所有財産の売却又は貸与をする場合を除く。）
- (8) 自己のなしたものと他人のなしたものとにかかわらず同一人の名をもって2人以上の入札をしたもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したもの

(落札の決定)

第26条 工事の請負、物件の買入れ又は借り入れ、供給の入札は、最低価格のものをもって落札とする。ただし、予定価格を超えるものは、採用しない。

2 前項の規定にかかわらず、令第167条の10第1項若しくは第2項又は第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定による場合には、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とすることができます。

3 物件の売却、譲渡又は貸付けの入札は、予定価格以上であって最高価格のものを落札とする。

(公告の特例)

第27条 入札者若しくは落札者がない場合、又は落札者が契約を結ばない場合、若しくは落札者が契約締結前に落札を辞退した場合は再入札を行う。この場合において、第18条の規定にかかわらず期間を短縮することができる。

(落札の辞退)

第28条 前条の落札辞退が開札直後になされた場合において、入札者が2人以上あるときは、次位の入札者を落札者とすることができます。

(開札結果の通知)

第29条 開札の結果は、これを落札者に通知するものとする。

(契約の締結)

第30条 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。

2 管理者は、前項の契約が議会の議決を必要とするとき又は特別な事情があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。

(落札の取消し)

第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が指定の期間内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたとき、又はさせたと認めたとき。
- (3) 入札資格に欠けたことを発見したとき。
- (4) 落札者決定後契約締結の必要がなくなったとき。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第32条 令第167条の11第2項の規定による入札参加者の資格基準は、管理者が別に定める。

(入札者の指名)

第33条 指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に参加させようとする者を特別の場合を除くほか3人以上指名しなければならない。

2 前項の場合において少なくとも入札期日の3日前までに第19条各号に掲げる事項を当該入札者に通知しなければならない。

(準用)

第34条 第20条から第26条まで及び第28条から第31条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第20条の2中「令第167条の4第1項」とあるのは「令第167条の11第1項において準用する令第167条の4第1項」と、第26条第2項中「令第167条の10第1項若しくは第2項又は第167条の10の2第1項若しくは第2項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の10第1項若しくは第2項又は第167条の10の2第1項若しくは第2項」と読み替えるものとする。

第4章 隨意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第35条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるものの以外のもの 100万円

(随意契約の手続)

第35条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約者の決定方法及び選定基準並びに申請方法（令第167条の2第1項第4号の規定により随意契約を締結しようとする場合に限る。）を公表すること。

(3) 契約を締結した後において、契約者となったものの名称、契約者とした理由、契約金額等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書)

第35条の3 隨意契約によろうとするときは、特別の場合を除くほか2人以上から見積書を徴さなければならぬ。

第5章 せり売り

(せり売り)

第36条 管理者は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、せり売りに付することができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第37条 第20条及び第23条の規定は、せり売りの場合に準用する。

第6章 部分払及び前金払

(部分払)

第38条 工事の請負及び運搬若しくは製造又は物件の買入れについては、その既済部分又は既納部分が10分の3以上の場合は、その10分の9以内の支払をすることができる。

(前金払)

第39条 保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち工事1件の設計金額が300万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、これらの経費の4割）を超えない範囲内において前金払をすることができる。

2 前項の土木建築に関する工事のうち、工事1件の請負代金の額が500万円以上で、かつ、工期が60日を超える工事であって、次に掲げる要件に該当するものにおける当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、当該経費の2割を超えない範囲内において、同項の前金払に追加して前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 前項の前金払を受けていること。

第7章 監督及び検査

(監督及び検査の協力事務)

第40条 契約者は、監督又は検査の円滑な実施を図るため協力しなければならない。)

(監督)

第41条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「監督員」という。）は、工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行うものとする。

2 管理者は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により組合の職員によって監督を行うことが困難であると認める場合においては、前項の監督を組合の職員以外の者に委託して当該監督を行わせることができる。

(検査)

第42条 地方自治法第234条の2第1項の規定により検査に当たる職員（以下「検査員」という。）は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を行うための検査に、これを準用する。

(兼職の禁止)

第43条 検査員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督員の職務を兼ねることができない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第44条 令第167条の15第4項の規定により、組合の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

第8章 補則

(その他)

第45条 この規則に定めるもののほか、契約の事務手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成20年12月18日規則第2号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成27年4月27日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大里広域市町村圏組合契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月21日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大里広域市町村圏組合契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。